

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の概要

現在の計画から修正・加筆した箇所は**太字**で示しています。

### 1 計画策定の背景と趣旨

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で、共に暮らしていく社会づくりをめざし、わが国では、これまでさまざまな障害者施策を推進してきました。そして、近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国の法制度も著しく変化をし、障害のある人を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

国では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者権利条約」について、平成26年1月20日に、批准書を国際連合に寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

また、障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

**平成30年3月には**、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第4次障害者基本計画」を策定しています。

川越市では平成**30**年3月に「川越市障害者支援計画（**第5次川越市障害者計画・第5期川越市障害福祉計画、第一期川越市障害児福祉計画**）」を作成し、障害者施策を推進してきました。この度、現計画の計画期間が満了を迎えるため、新たな「川越市障害者支援計画（**第6次川越市障害者計画・第6期川越市障害福祉計画**）」と**第二期川越市障害児福祉計画**」を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、国・県等の動向や各種制度、また、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応するとともに、本市の実情を踏まえながら、障害者施策の一層の推進を図るため策定しました。

## 【近年の障害者施策をめぐる動向】

### (1) 障害者基本計画（第4次）の策定

国では、平成 30 年 3 月、「障害者基本計画（第 3 次）」の期間の満了を迎え、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第 4 次障害者基本計画」（平成 30 年度～令和 5 年度）を策定しました。

第 4 次計画については、障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）において審議が行われ、平成 30 年 2 月に取りまとめられた意見に即して、基本計画案が作成されました。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などが示されています。

### (2) 障害者権利条約への批准

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、(1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、(2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、(3) 障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっています。

### (3) 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

#### (4) 障害者雇用促進法の改正

平成 28 年 4 月から、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止や障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められました。また、平成 30 年 4 月からは、精神障害者も障害者雇用義務の対象になりました。

令和 2 年 4 月から、①障害者の活躍の場の拡大に関する措置、②国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が定められました。

#### (5) 障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法、介護保険法の改正

平成 28 年 6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部、平成 29 年 6 月に社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の一部が改正され、平成 30 年 4 月から施行されました。

平成 28 年 6 月の障害者総合支援法の改正では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活・就労・相談の一層の充実を図ること等が定められました。また、児童福祉法の改正では、専門機関等が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応することとしており、提供体制の構築について障害児福祉計画を策定することが定められました。

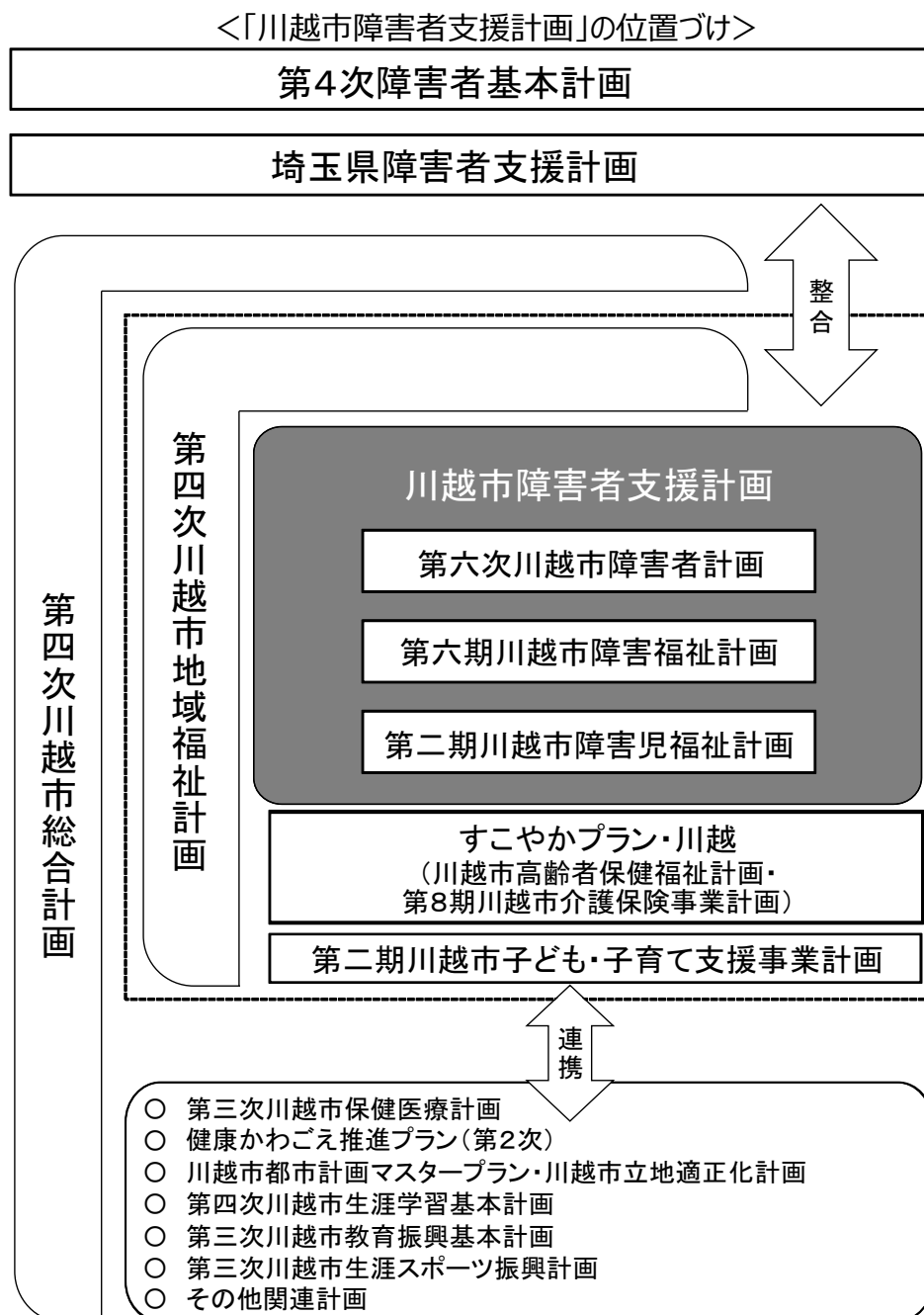
平成 29 年 6 月の改正では、地域共生社会の実現に向けた取組として、福祉分野（高齢者・障害者・児童その他の福祉）の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化が定められ、また、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられました。

#### (6) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正

令和 2 年 3 月に社会福祉法等の一部改正が閣議決定され、令和 3 年 4 月 1 日から一部を除き施行されます。地域共生社会の実現を図るため、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備できるよう、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等に向けた対策が盛り込まれています。特に、地域においては、包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「重層的支援体制の整備」に取り組むことが期待されています。

## 2 計画の性格と位置付け

- ・この計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障害者（児）施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。
- ・この計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「障害者支援計画」の内容を踏まえて策定されています。
- ・この計画は、「第四次川越市総合計画」をはじめ、福祉分野の共通事項を記載する「地域福祉計画」など、市の他の関連計画との整合性を図りながら策定されています。
- ・この計画は、アンケート調査結果やパブリックコメント、川越市障害者施策審議会などによる市民意見を反映して策定されています。



### 3 計画の期間

この計画の計画期間は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に策定することから、**令和3**年度から**令和5**年度までの3年間とします。

また、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
国	障害者基本計画													
	第三次(H25～H29年度)			第四次(H30～R4年度)				第五次(仮)(R5～R9年度)						
県	埼玉県障害者支援計画													
	第四期(H27～H29年度)			第五期(H30～R2年度)				第六期(仮)(R3～R5年度)						
市	第三次	第四次川越市総合計画(H28～R7年度)												
	第二次 第三次	第三次川越市地域福祉計画(H28～R2年度) 第四次川越市地域福祉活動計画(H28～R2年度)					第四次川越市地域福祉計画(仮)(R3～R8年度) 第五次川越市地域福祉活動計画(仮)(R3～R8年度)							
	<b>川越市障害者支援計画</b>													
		(H27年度～H29年度)		【現行】(H30年度～R2年度)				(R3年度～R5年度)						
		第四次障害者計画		第五次障害者計画				第六次障害者計画						
		第四期障害福祉計画		第五期障害福祉計画				第六期障害福祉計画						
				第一期障害児福祉計画				第二期障害児福祉計画						
		川越市高齢者保健福祉計画・第6期川越市介護保険事業計画(H27～H29年度)			川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画(H30～R2年度)				川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画(仮)(R3～R5年度)					
		川越市子ども・子育て支援事業計画(H27～R1年度)					第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6年度)							

## 第2節 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障害があってもなくても、また、どのように障害が重くとも、一人ひとりが自分らしく生きていくことができる。誰もが主体性、自立性を持って積極的に社会に参加し、誇りを持って暮らしていくことができる。そして、自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができる…

#### 『自分らしく、よりよく生きる…自立と共生のまちをめざして』

川越市は、「自立と共生」をキーワードに、すべての人が生き生きと安心して暮らせる川越らしいまちづくりを推進していきます。

市では、これまでも、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人が、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される「自分らしく、よりよく生きる…自立と共生のまちをめざして」を基本理念に掲げ、さまざまな障害者施策の充実に取り組んできました。本計画においてもこの基本理念を継承し、ノーマライゼーションの理念の根付いたインクルーシブな地域社会の構築をめざします。

## 2 基本的視点

計画の基本理念を実現するため、次のような基本的な視点にたち、各種施策の充実を図ります。

### 視点1 「だれもが安全・安心に暮らせるまち」をめざします

障害は障害のある人ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に照らして、障害のある人への合理的配慮や、施設やサービスの利用のバリアをなくしていくことを進め、まちのあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上に努めます。

また、障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

さらに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

### 視点2 「自立を尊重し、必要な支援が受けられるまち」をめざします

障害のある人の尊厳や自律、自立を目指す障害者権利条約及び本市のこれまでの基本的視点を踏まえ、障害のある人の各ライフステージに応じた、総合的かつ分野横断的な切れ目のない支援を行います。

生まれてから、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして大人になってからの就労と、ライフステージが移動しても、切れ目のない支援を引き継げるような体制が構築できるよう努めます。また、住まいや相談、日中活動の場等の一体的な支援で、障害のある人が地域で安心して暮らせ、必要な支援をいつでも受けられるよう、体制を整えます。

**また、障害のある人が適性に応じて働けるように、多様な就業機会を確保できる体制を整えます。**

さらに、「共生型サービス」に対応するための取組を推進します。

### **視点3 「一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち」をめざします**

身体障害や知的障害、精神障害のほか、難病や発達障害、高次脳機能障害等、様々な障害の特性や障害の状態、生活実態等を配慮し、個別的なきめ細やかな支援を行います。

また、障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、市窓口等における障害のある人への配慮を徹底し、行政情報の提供等に当たっては、I C T等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。